

流域は一つ・運命共同体、住民と行政の協働による、より良い木曾三川を目指して

木曾三川アダプト(協働管理)制度 ご案内

木曾三川上流域の美化や清掃等に、自ら進んでご協力していただける市民・企業・団体の
方々を募集します。住民のみならずと国交省とが手を取り合って木曾三川をきれいにするこ
とで、もっと愛される河川の環境をつくっていきます。



NPO 法人と連携して清掃活動



NPO 法人の清掃活動



水生生物調査にて環境教育



憩いの場として河川利用

木曾三川アダプトとは？

「アダプト(Adopt)」とは英語で「養子縁組する」と言った意味です。一般的にアダプト制度とは、公共施設の管理を行政との契約により、行政と地域住民の皆さんが協働し管理する制度です。木曾三川アダプトは、地域の住民(個人や団体)の皆さんが、自らの活動と責任で、河川管理者の木曾川上流事務所と協働で木曾三川を管理する制度です。

従来は、公共施設の管理は行政が行うものとされてきました。木曾三川アダプトは、河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動、河川に関する学習活動等々、河川管理者と協働で地域住民の皆さんが主体的に木曾三川の管理を行うことで、地域の特徴に合ったより木曾三川をめざすため、希望する団体等を公募するものです。協働管理者は登録制とし、事務所は登録された団体の活動に一定の支援を行います。

木曾三川アダプト(協働管理)制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、河川管理者、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所(以下「事務所」という)が管理する木曾三川上流管内において、地域で活動を行う団体、個人が、事務所との協働管理者として自発的に、木曾川(長良川、揖斐川)に関する調査・研究、環境保全、愛護、文化・学習、河川利用の促進等に関する活動を行うことにより、木曾川(長良川、揖斐川)地域の特性にあった河川管理の推進を図るとともに、協働管理による地域のコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 木曾三川とは事務所が管理する河川を言う。
- (2) 管理とは、事務所が行う木曾川(長良川、揖斐川)に関わる河川管理業務の全てを言う。
- (3) 協働管理者とは、事務所との合意に基づき、木曾川(長良川、揖斐川)の全部又は一定区域における管理等を補完するものとして、自発的に協働で活動を行う個人又は団体(以下団体等)を言う。

(活動内容)

第3条 木曾三川アダプト制度による活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 木曾川(長良川、揖斐川)の調査及び研究に関すること。
- (2) 木曾川(長良川、揖斐川)の美化及び清掃活動に関すること。
- (3) 木曾川(長良川、揖斐川)の河川環境保全に関すること。
- (4) 木曾川(長良川、揖斐川)の河川愛護に関すること。
- (5) 木曾川(長良川、揖斐川)の文化及び学習に関すること。
- (6) 木曾川(長良川、揖斐川)の河川利用に関すること。
- (7) 木曾川(長良川、揖斐川)河川管理に関すること。

(公募)

第4条 事務所は広報により、木曾川(長良川、揖斐川)の協働管理を希望する団体等を公募する。

2 前項の協働管理を希望する団体等とは、木曾川(長良川、揖斐川)の全部又は一定の区域において、1年以上の期間を通じ、前条に規定する活動を行うことができる団体等とする。

(申込み方法)

第5条 協働管理者になることを希望する団体等は、事務所に木曾三川アダプト(協働管理)制度申込書(様式第1号)、団体にとっては参加者名簿(様式第2号)及び活動計画書(様式3号)を提出するものとする。

(協議)

第6条 事務所は、前条の木曾三川アダプト(協働管理)制度申込書の提出があったときには、活動計画等について団体等と協議する。

(合意)

第7条 前条の協議において合意したときは、団体等と事務所の間で合意書(様式第4号)を取り交わすものとする。

2 活動計画等合意内容の変更をする必要が生じたときは、双方協議の上、合意内容を変更することができる。

3 事務所は、団体等が合意書の内容を履行しないとき、または合意内容を逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。

(合意の解除)

第8条 団体等が活動を止めるときには、事務所に木曾三川アダプト(協働管理)制度解除申出書(様式第5号)を提出することにより、合意を解除することができる。

2 事務所は、団体等が前条第3項の指導及び助言に従わないときは、木曾三川アダプト(協働管理)制度解除通知書(様式第6号)により、合意を取り消し、協働管理者を解除することができる。

3 前第2項の規定により合意を解除するときは、団体等は管理箇所を現状に回復し、事務所の確認を得なければならない。ただし、事務所が認める場合はこの限りでない。

(支援)

第9条 事務所は、団体等に対して、予算の範囲内で次の各号に定める支援を行うことができる。

- (1) 木曾川(長良川、揖斐川)に関する資料及び情報の提供。
- (2) 河川美化及び清掃に要する用具の貸与、ごみ処理等活動に必要な支援。
- (3) 環境保全に関する支援。
- (4) 活動等に身につける証明書の発行。
- (5) 掲示旗の貸与。
- (6) 会議及び研修会の開催に必要な支援。

(報告)

第10条 団体等は、毎年4月末までに活動内容についての報告を行うため、木曾三川アダプト(協働管理)制度活動報告書(様式第7号)を事務所に提出しなければならない。

この要項は、平成24年11月9日から施行する。